



6万市民の赤色灯

逗子市消防本部 〒249-0005 逗子市桜山2丁目3番31号 TEL 046(871)4326 FAX 046(872)4330
E-MAIL yobou@city.zushi.lg.jp http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/syoubou/index2.html

住宅用火災警報器

つけていますか？点検していますか？



消防法の改正に伴い、2011年6月までに、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

住宅火災による被害の拡大を防ぐには、火災の早期発見が欠かせません。住宅用火災警報器を設置していない場合は、ぜひ設置をお願いします。

また設置している方は、住宅用火災警報器は設置から10年が経過すると、電池切れや本体の老朽化により火事を感じなくなる恐れがあります。定期的に点検や清掃など忘れずに行ってください。

定期的なメンテナンスを忘れずに!!

万が一の火災発生時に住宅用火災警報器が正しく作動するよう、日頃から維持管理を心がけましょう。

● 点検

住宅用火災警報器についているボタンを押すか、引きひもを引いて、きちんと警報音が鳴るかどうかが点検しましょう。

最低でも1年に1回は確認するようにしましょう。

● 清掃

汚れが付着したときは、中性洗剤に浸して固く絞った布で軽くふき取りましょう。ベンジン・シンナーなどの有機溶剤を使ったり、水洗いはしないでください。

● 交換

電池タイプの住宅用火災警報器は、定期的な電池の交換が必要です。

早めの交換をおすすめします。

交換時期をブザーや音声で知らせてくれる機種もあります。



◎ 住宅用火災警報器の誤作動の事例が発生しています。

- 調理の際に発生した、煙や蒸気に反応してしまった。
- スプレー式殺虫剤や燻煙式殺虫剤に反応してしまった。
- 煙を感知する部分にほこりや小さな虫などが付着し反応してしまった。

このような場合に鳴った時は、焦らず火元を確認し警報音の停止ボタンを押しましょう！

※ 電池切れの場合には、電池切れを知らせしてくれる機能がついていたり、『ピッ』という音が数秒間おきに鳴ります。火災の事実がないのに音が鳴っている場合は、取扱い説明書を参照してください。



逗子市には住宅用火災警報器の 取付け支援制度があります！

住宅用火災警報器を購入したものの、取付けることが困難な高齢者や障がい者世帯を対象として、消防職員が直接訪問して設置のお手伝いを行います。

★ 支援の内容

住宅用火災警報器を購入したが、取付けることができない高齢者や障がい者世帯等を対象に消防職員が直接自宅に訪問して設置し、あわせて火災予防指導を行います。

★ 対象の世帯

市内在住者で、次に掲げるもののみで構成される世帯です。

- ◎ 65歳以上の高齢者の方
- ◎ 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ◎ その他消防長が設置困難と認めた方

★ 支援の条件

- ◎ 住宅用火災警報器及び取付けに必要なネジ等は、申込者が用意して下さい。
- ◎ 電気配線を伴う設置は行いません。
- ◎ 承諾書の提出をお願いします。

申請書は逗子市ホームページからダウンロードできます。
詳しくはお問い合わせください。



住宅用火災警報器の悪質な訪問販売には注意してください。

住宅用火災警報器の設置義務化を契機として、不適切な価格・無理強い販売などを行う業者にご注意ください。

- 話だけならドア越しでも確認できます。軽々しく家には入れず、名前や会社名、訪問の目的をしっかりと確認しましょう。
- 1人でいるときには契約しないようにしましょう。
- 消防職員を装い、高額な住宅用火災警報器を購入させる手口が発生しています。消防職員が自宅に訪問し販売することはありません。

お知らせ

◆ 池子小学校で消防フェアを開催します。

日時

令和元年11月16日(土) 9:30~12:00
池子小学校区避難所運営訓練と同時開催

場所

池子小学校 校庭

はしご車の乗車体験
や、消防クイズに答えて
景品をGETしよう!!

